

公示第 7 号

公 告

下記の書類は、受取人の住所、居所が不明の為、地方税法第20条の2の規定により公告します。
なお、この書類は当所に保管してありますから、該当者はいつでも申し出て交付を受けてください。

令和8年9月4日

埼玉県さいたま県税事務所長

記

送 達 す る 書 類 名	地方税法第66条の規定に基づく書類
---------------	-------------------

文 書 番 号 (納 税 番 号)	受	取	人
	住	所	氏 名
46103591 (計1通)	以下余白		株式会社 鴻陣

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、この公告をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。